

厚岸町議会 第1回定例会

平成23年3月7日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまから、平成23年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、菊池議員、10番、谷口議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第34号 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。
恐れ入りますが、置いていきます。
議案書の19ページをお開き願います。
厚岸町情報通信基盤施設は、民間電気通信事業により既にブロードバンドサービスが提供されている市街地中心部とその他の地域間に生じている情報通信格差を是正するとともに、地理的条件などによって受信が困難となる地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消をし、さらに住民への防災情報、行政情報などを伝達することができる住民向けIP告知サービスに対応することを目的として、国の地域情報通信基盤整備通信交付金を活用し、平成21年度から継続事業により整備を行ってきたところでございます。
本年度内に、その業務が完了する見込みとなったところから、完了後は当該施設の本格稼働前の試験通信、試験放送などを行う必要があるところから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、当施設の設置及びその管理に関して、必要な基本的事項を条例で定めるものでございます。
本条例の内容を第1条から条番号に従ってご説明させていただきます。
第1条、設置についてでございます。
高度情報化社会に適用した住民の豊かで安心した生活の形成と福祉の向上に資することを目的として、厚岸町情報通信基盤施設を設置することを旨とする規定でございます。
なお、現在の厚岸町防災行政無線とこの条例との内容につきましては、後ほどご説明させていただきたいと存じます。

第2条、名称及び位置についてでございます。

厚岸町情報ネットワークにおける施設及び設備の名称及び位置を、23ページになりますが、別表第1に規定しております。

恐れ入ります。23ページをお開き願いたいと存じます。

この別表第1では、表と、左側に名称を、右側に位置を記載してございます。

初めのセンター施設は厚岸センターとし、役場敷地内、庁舎附属棟内にメインサーバー機器等を設置、収納してございます。次の局舎施設については、奔渡、尾幌、上尾幌、糸魚沢の4カ所にサブセンターを設置。このサブセンターとは、通常F T T Hいわゆる光ファイバーのことを意味しておりますが、この光ファイバーは約20キロ以上の電送は困難とされております。したがって、中継施設としてサブセンターを設置する必要があるところから、この4カ所を設置するところでございます。この役割は、同センターで信号等を増幅させるための機器を設置してございます。次のアンテナ施設については、糸魚沢の1カ所に設置してございます。次の放送設備については、親局を厚岸町役場に、子局を保健福祉総合センター、厚岸味覚ターミナル、厚岸消防署、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、厚岸町商工会の6カ所に設置するものでございます。次の線路設備については、厚岸町内全域としております。

それでは、改めて本則の説明に戻らせていただきたいと思います。と存じます。

恐れ入りますが、議案書の19ページにお戻り願いたいと思います。

第3条、提供するサービスについてでございます。

厚岸情報ネットワークでは、大きく分けて通信サービス、放送サービス、インターネット接続サービスの三つのサービスを提供するほか、町長が必要と認めたサービスを提供することとしております。

第1項では、厚岸情報ネットワークで提供するサービスの種類とその内容を規定しております。第1号の通信サービスについては、告知情報端末を使用して、次に掲げるものを行うこととし、アからキまでの情報の提供をすることと規定してございます。

具体的には、告知情報端末の利用方法ですが、アからエまでにあつては役場親局、保健福祉総合センター、厚岸消防署から行われる行政情報や災害等緊急情報の提供。オは、厚岸漁協、釧路太田農業協同組合及び厚岸町商工会から行われる地域産業の振興に資する情報の提供。カは、消費生活に関する情報、例えば買い物弱者対策などとしての情報提供。キは、各種団体などが行うイベント、事業、取り組みなどの宣伝や周知などにかかわる情報提供を想定してございます。

恐れ入ります。議案書20ページをお開き願いたいと思います。

第2号放送サービスについては、線路設備を使用して難視聴地域への地上デジタルテレビ放送とB S デジタルテレビ放送の同時再送信を行うこととしております。

第3号のインターネット接続サービスについては、電気通信事業法に定める電気通信事業者に対する厚岸情報ネットワークの一部貸し出し、いわゆるI R U契約というものでございますが、これを行うことの規定を定めておるところでございます。

第4号につきましては、前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるサービスを行うこととしております。

第2項では、前項第1号、先ほど説明いたしましたアからキまでに規定する通信サー

ビスの範囲内において、一般の町民や団体等に告知情報端末を使用した情報の提供をさせることができることを規定してございます。

第3項では、前段で前項の規定により情報の提供をしようとするものは、あらかじめ町長の承認を受けなければならないということを規定し、後段では、営利を目的とする情報の提供をしようとする者は、別表第2により算定した額の通信手数料として前納しなければならないことを規定してございます。

別表内第2であります。議案書の24ページをお開き願いたいと思います。

通信手数料は、まず基本料と加算料とに区分し、それをさらに通信料と作成料等に区分しております。基本料は、通信1回につき1ページの情報提供にかかわる料金に、加算料は通信1回につき追加する1ページごとの料金を定めてございます。また、通信料は告知情報端末から通信にかかわる料金により、作成料は告知情報端末から通信するために必要な様式の作成にかかわる料金を定めているところでございます。

なお、その金額については、基本料として通信料を520円、作成料を2,100円とし、加算料として通信料を210円、作成料を1,050円と定めたところでございます。

この根拠について若干説明させていただきます。

第3条第3項の営利目的の情報提供にかかわる通信手数料を前納する金額の算出根拠の説明でございします。

告知情報端末による情報の提供は、決められた大きさの画像情報を作成し、サーバーへセットアップする作業が基本となるところでございます。画像情報、文字情報や画像からなるイメージ作成、いわゆるJ P E G、ビットマップとかいろいろな画像がありますが、これらとし、また文字情報から音声ファイルを作成し、同様にサーバーへセットアップする作成作業から積算したところでございます。

通信手数料にあつては、これらの作業を行う人件費を基本に設定させていただきました。1時間当たり人件費2,000円、これにつきましては平均給料月額33万7,000円のもの1時間単価でございします。基本料の通信料、ファイルをサーバーにセットアップし、送信するための各種設定を行う時間から積算してございします。作業時間を15分とし、2,000円掛ける15分ですから4分の1、イコール500円としたものでございします。基本料の作成料、文字及び画像情報からイメージファイルを作成する時間から積算してございします。作業時間1時間ということで2,000円掛ける1ということで2,000円としているところでございします。加算料の通信料、作成料でございします。これは基本料の2分の1、100未満切り捨てで定めているところでございします。この通信手数料の積算の方法につきましては、以上でございします。

それでは、改めて本則の説明に戻らせていただきます。

恐れ入りますが、議案の20ページにお戻り願いたいと思います。

第4項では、本文で前項の規定により納付された通信手数料は還付しないことを規定し、ただし書きで町長が必要があると認めるときは規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができることを規定してございします。

なお、規則で定める、町長が必要があると認めるときとは、通信日の3日前までに通信の中止、変更、承認の取り消しがあったときと、天災、その他、依頼者の責めに期せない理由により、通信することができなくなったときなどをいうものでございします。

第5項では、前各項に定めるもののほか厚岸情報ネットワークで提供するサービス、ここでは事業と申しますが、その事業の実施について必要な事項は、町長が規則等で別に定めると規定しているところでございます。

第4条、サービス提供地域についてでございます。

第3条に規定するサービスを提供する地域は、線路設備及び引き込み設備の整備が可能な地域に限り、町内のすべての地域とすることを規定してございます。

第5条、管理、運営についてでございます。

第1項では、厚岸情報ネットワークの管理、運営は、町長が行うことと規定しております。

第2項では、町長は、定期または随時の保守点検などにより、厚岸情報ネットワークの良好な維持に努めなければならないことを規定してございます。

第6条、厚岸情報ネットワークを利用することができるものについてでございます。

第3条第1項第3号のインターネット接続サービスを除く厚岸情報ネットワークを利用することができるものは、次のいずれかに該当するものと規定してございます。

第1号は、本町の住民基本台帳に記録されているもの、もしくは外国人登録原票に登録されているもの、または町内に居住用の家屋を有するものと規定し、いわゆる個人を定めたものでございます。

第2号は、町内に事務所もしくは事業所を有する法人、公的機関または団体とし、いわゆる法人、公的機関、団体を定めたものでございます。

21ページにまたがりますが、第7条、利用の承認についてでございます。

第3条第1項に規定するサービス、これは同条第3号インターネット接続サービスを除くということで、の提供を受けようとするものは、あらかじめ町長の承認を受けなければならないことを規定してございます。

第8条、利用者設備の設置についてでございます。

第1項は、前条の規定により承認を受けたものの家屋または事務所等に引き込み設備、宅内設備及び告知情報端末を各1台無料で貸与するとともに、これを設置することを想定して規定しております。また、ただし書きとして、町長は次の各号に掲げる場合にあっては、利用者設備を有料で貸与し及び設置することができることを規定してございます。

第1号は、利用者が第6条第2号に規定する法人等で、町長が利用者設備の設置が特に必要と認めたもの以外の法人等が利用者設備の設置を希望するとき。

第2号は、利用者が利用者設備の増設いわゆる2台目以上、無料以上の2台目以上を希望するときとするものでございます。具体的には、第1号は、町長が特に必要と認めたもの以外の法人、団体等が利用者設備を希望して設置するときは、これを有料とするものでございます。

なお、ここで規定している町長が特に必要と認めたもの、これは第6条第2号のところに規定しているところでございますが、町長が特に必要と認めたものとは、国、道の機関の事務所等を初め厚岸漁協、釧路太田農協、厚岸商工会など公的団体の事務所等、災害弱者と言われる幼児やお年寄りなどが集まる、または居住する民間の幼稚園、医療法人、福祉施設などのほか災害対策上、特に必要と認められる不特定多数の人がある一定程度の時間を要し利用する金融機関、JR厚岸などで、規則で定めることとしており

ます。

申しおくれました。参考資料として規則を配付してございますので、ご参照いただければと存じます。この規則で定めるところによるというところは、参考資料、未定稿でございますが、3分の2ページの第6条に規定してございます。

第2号は、一般の個人が無料で貸与設置した利用者設備のほか当該設備を希望して増設するときは、これを有料とするものでございます。

第2項では、前項ただし書きに規定する貸与及び設置に係る有料とする額は、町長が別に定めることを規定してございます。

第3項では、第3条第1項第2号の放送設備の利用に当たって、必要な利用者設備の設置に係る実費を第6条第1号、個人に該当する利用者の負担とすることができることを規定してございます。

第9条、工事の施行についてでございます。

第1項では、前条第1項の規定による引き込み設備及び宅内設備、いわゆる告知端末の設置に係る設計及び施行は、町が行うことを規定してございます。

第2項では、利用者がマンション、アパートなど集合住宅または複数の事業所が入居している家屋等に入居し、その建物を所有するもの、その他の利害関係人があるときは、引き込み設備及び宅内設備の施行について、あらかじめ当該利害関係人の承諾を得なければならないと規定しているところでございます。

なお、町が所有しまたは管理する町営住宅、きのこ菌床生産者住宅、職員住宅及び教職員住宅については、町承諾を得る必要がないものとして、ただし書きにより除外することとしてございます。

第3項では、宅内設備のテレビ放送用端子と家屋棟内のテレビ配線を接続する工事は利用者が施工するとともに、その費用を負担するものと規定しているところでございます。

第10条、利用者設備の変更等についてでございます。

第1項では、利用者が家屋等の新築、改築、増改築により既に設置された利用者設備を移転しまたは変更する必要があるときは、町長の承認を得なければならないと規定しているところでございます。

第2項では、前項の規定による移転または変更に要する費用は、利用者の負担とすることを規定するとともに、ただし書きとして、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではないと規定しております。いわゆる利用者の負担としないとする規定でございます。この規定につきましては、町長が特に必要と認める場合の、この限りでないという規定につきましては、利用者設備の移転または変更が天災その他利用者の責めに期することのできない理由によって生じたものを想定しているところでございます。

第11条、利用の中止についてでございます。

第1項では、利用者が転出などによって、第3条第1項に規定するサービスの提供を中止するときは、その旨を町長に届け出なければならないことを規定してございます。

第2項では、利用者が前項の規定による届け出をしたときは、第8条、利用者設備の設置についての規定でございますが、の規定により町が貸与している利用者設備を返却しなければならないことを規定してございます。

第12条、新線の貸与についてでございます。

第1項では、町長は、電気通信事業者と長期安定的な使用权に関する契約、いわゆる I R U 契約を情報通信に格差是正のために行う場合は、事業に支障を来さない限度において、線路設備における新線を有料で貸与することができることを規定しております。

第2項では、新線の使用において生ずる工事等に係る費用は使用者、いわゆる電気通信事業者の負担とすることを規定しております。

第13条、利用料等についてでございます。

第1項では、厚岸情報ネットワークで提供するサービスの利用料は、第3条第1項第3号のインターネット接続サービスを除き、無料とすることを規定しております。

第2項では、利用者設備の稼働によって生ずる電気料金、その他の費用は、利用者の負担とすることを規定しているものでございます。

第14条、利用者の義務についてでございます。

第1項では、利用者は町が無償で貸与し設置した利用者設備について善良な管理に努めるものとし、利用者設備にその他の機器を接続し、または改造するなどの行為をしてはならないことを規定しているものでございます。

第2項では、利用者は利用者設備に異常を発見したときは、直ちに町長に届け出なければならないことを規定しております。

第3項では、利用者は利用者設備が当該利用者の土地・家屋その他構造物を占用するときは、これを無償で提供するものとするものと規定しているところでございます。

第15条、利用の停止についてでございます。

第1項では、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、利用者設備の利用を停止することができることを規定しているものでございます。

第1号は、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。第2号は、事業を妨害したとき。第3号は、厚岸情報ネットワークを故意に破損したとき。第4号は、前3号に掲げるもののほか、事業の遂行上著しい支障を及ぼし、もしくは著しく公益を害し、またはそれらのおそれがあるときとしているところでございます。

第2項では、町長は、前項の規定による利用の停止によって利用者に生じた損害については、その一切の責めを負わないことを規定しているところでございます。

第3項では、町長は、第1項の規定による利用を停止することとなった理由が解消したときは利用の停止を解除し、利用を再開できることを規定しております。

第16条、事業の中断または変更についてでございます。

町長は、次の各号のいずれかに該当するときは事業を中断し、または変更することができることを規定しております。

恐れ入ります。23ページをお開き願いたいと思います。

第1号は、厚岸情報ネットワークの保守点検、修理、検査等を行うとき。

第2号は、天災その他不可抗力による不測の事態が生じたことにより、事業を継続することができなくなったとき。

第3号は、公益上の理由により、必要が生じたときとしているものでございます。

第17条、損害賠償についてでございます。

故意または過失によって厚岸情報ネットワークを破損したものは、本人の負担により

これを原状に回復するか、町が原状に回復するために要した費用を賠償しなければならないことを規定しているものでございます。

第18条、委任についてでございます。

この条例の施行に関し、必要な事項は町長が規則等により定めることを規定しているところでございます。

附則でございます。

第1項は、施行期日についてでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、準備行為についてでございます。

町長は、この条例の施行の日前においても厚岸情報ネットワークの設置及び利用に必要な準備行為をすることができることと規定しております。

附則、第2項の規定は、施設整備が正常に稼働等をするかどうかを確認する必要があるため、4月1日以前においても施設設備の試験等、いわゆるテストを行うことができるよう規定するものでございます。

以上、大変簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

議案第34号の審査につきましては、議長を除く15名の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

議案第34号の審査につきましては、議長を除く15名の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前10時30分休憩

午後2時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第2、議案第34号 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを再び議題といたします。

議案第34号の審査については、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1 番、音喜多委員長。

- 1 番（音喜多委員長） 条例審査特別委員会に付託されました、議案第34号 厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 2 時02分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 3 年 3 月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員